

「さいたま市ケアラー支援条例（仮称）の骨子案」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	照会する ページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	さいたま市の最上位計画でもある「さいたま市総合振興計画」の実施計画199ページの事業「ケアラー支援条例の制定とヤングケアラーの支援の強化」と、実施計画191ページの事業「障害者の相談支援体制の強化」の関連性もあることから、事業課には、障害支援課と相談に障害者更生相談センターも含めていただければと思います。	全体	1	ケアラー支援につきましては、様々な分野が関わることから、掲載の事業課のみならず、全市が一体となって推進していく必要があると考えております。	今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。
2	骨子案のとおりでよい。名取市は期待できませんが いい意味で立ち上がってくださいぬ。	全体	1	ご意見ありがとうございます。	骨子案のままといたします。
3	条例の背景、理念、方針を示す前文が必要と考えます。 特に人口・社会構造の変化により、家族だけではケアすることが難しいこと、行政の支援や地域社会の理解やサポートなしにはケア問題は解決できないことを示してください。	全体	1	条例制定に至る背景や経緯、必要性等に言及するとともに、ケアラー支援が家族間だけでなく社会全体で取り組んでいくべき課題であることを示すために、条例の前文を置くこととします。	ご意見を踏まえ、前文を置くこととします。
4	ケアラー・ヤングケアラーという言葉その意味、ケアラー支援の必要性についてはまだまだ認知されていない状況にあるため、前文で、条例制定の背景や目的について市民全体で共有できると良い。	全体	1	条例制定に至る背景や経緯、必要性等に言及するとともに、ケアラー支援が家族間だけでなく社会全体で取り組んでいくべき課題であることを示すために、条例の前文を置くこととします。	ご意見を踏まえ、前文を置くこととします。
5	(条例の前文の記述) 条例の前文では、この条例で何をするのかを記述しますが、なぜこの条例が必要かという背景・経緯・現状・課題・方向性などが書かれた前文が必要と考えます。 特に、さいたま市が介護者サロン等に取り組んで来た経緯や、全国的な動向、ヤングケアラーが多数存在することが判明してきたこと等を記述していただきたい。	全体	1	条例制定に至る背景や経緯、必要性等に言及するとともに、ケアラー支援が家族間だけでなく社会全体で取り組んでいくべき課題であることを示すために、条例の前文を置くこととします。	ご意見を踏まえ、前文を置くこととします。
6	すでに埼玉県において同様の条例が有る中で、市で作る条例としては、より具体的な施策を明らかにするべきと考えます。このため、市から自費で特定した調理師や専任介護士と関する条例や要する場が専門部署とは別に必要です。そして、この場には、ケアラーの代表と市との協働を推進するために関係機関等と関する協議や支援を行う必要の設置、市民参加の協議会の立ち上げ、目標項目及びその数値目標と達成時期を定める計画とその実施状況の定期的な公表などを明記してください。	全体	1	実際の支援業務にあたる基礎自治体として、「(9)ケアラー支援に関する基本的な施策」を規定いたしました。ケアラー支援の推進にあたり、専門部署や市民参加の協議会の設置の必要性については引き続き検討してまいります。また、令和5年度に改定を予定している「さいたま市第3期保健福祉総合計画」に具体的事業を体系的に位置づけ、事業の進捗管理や評価を適切に行ってまいります。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	骨子案のままといたします。
7	さいたま市は、清水市長の最初の公約に基づく「しあわせ倍増プラン2009」によって、全国に先駆けて日常生活圏を単位とした介護者サロン等を実施してきました。今回の条例制定は、単に埼玉県の条例を受けて市でも作るというレベルではなく、全国の市町村のモデルとなるようなケアラー支援体制を目指す内容となるよう心掛けてください。	全体	1	全国に先駆けて実施してきた介護者サロン等の知見を活かし、基礎自治体としての本市に相応しい条例となるよう、制度に向けて取り組んでまいります。	骨子案のままといたします。
8	(専門部署の設置) (4)市の業務、及び(11)体制の整備にて、「施策を総合的かつ計画的に実施する体制」を整備します。」とありますが、この実現のためには、ケアラー支援の観点から、主に市の福祉部門と教育部門等を横断的に統括出来るような権限を持った専門部署が必要で、現在のように、福祉総務課の職員が本来業務の法人担当と兼任している状況では骨子案の趣旨の実現は困難です。 市の例規集を検索しますと、当該事務を市の部署が担当すると言うような規定を設けている条例は稀ですので、具体的な課題を新設する等とは記載出来ないのですが、「この条例に関する事務を所掌する専門部署を設ける。」等の気概を込めた条文が望ましいと考えます。	全体	1	ご意見のとおり、ケアラー支援にあたっては、福祉部門、保健部門、子ども部、教育部門等、幅広い部門における横断的な調整が求められることを踏まえ、効果的・効率的な組織体制の必要性や在り方等を検討してまいります。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	骨子案のままといたします。
9	(協議会の設置) (4)と(11)に「・・・市、関係機関等の相互間の緊密な連携協力体制を整備します。」とありますが、このためには、施策・事業を実施しながら自費の方法を管理するために関係機関等が話し合う場が専門部署とは別に必要です。そして、この場には、ケアラーの代表としての市民やケアラー支援に取り組んできた団体や学識経験者も含むように条文で明記してください。	全体	1	令和5年度に改定を予定している「さいたま市第3期保健福祉総合計画」に具体的事業を体系的に位置づけ、本市の附属機関である「さいたま市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において事業の進捗管理や評価を適切に行ってまいります。その他、必要に応じて、ケアラーに関する団体や学識経験者等のご意見を踏まえ、各関係計画の所管課とも共有をさせていただき、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	骨子案のままといたします。
10	(ケアラー支援計画策定) (4)と(11)の「施策を総合的かつ計画的に実施する・・・」の実現のため、条例・規則とは別に個別の施策や事業別等を定める計画を策定し、この計画状況を定期的に公表することを条文に明記してください。 ただし、この計画は単体としてはなく、福祉の総合的な計画の中に章立てで位置付けることも可能ですが、個別の施策や事業別の目標項目及びその数値目標と達成時期はきちんと明記することを規則等で定めください。 なお、規則は高齢者・障害者・子育て等のその他の計画にも章立てで記述して関連性を持たせることが出来るよう表現してください。	全体	1	令和5年度に改定を予定している「さいたま市第3期保健福祉総合計画」に具体的事業を体系的に位置づけ、本市の附属機関である「さいたま市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において事業の進捗管理や評価を適切に行ってまいります。また、高齢、障害、子育て等の個別計画への掲載に関するご意見につきましては、各関係計画の所管課とも共有をさせていただき、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	骨子案のままといたします。
11	(ケアラー支援拠点の創設) (4)市の業務の「支援に必要とするケアラーの早期発見に努めます。」の実現のため、ケアラー支援の立ち上がり専門的に直接ケアからの相談に対応とし、福祉・教育等の各部門や関係機関からの個別事業への対応協議や方支援を行うケアラー支援拠点の創設を明記してください。これは、日本で初めてとなる公的な（仮称さいたま市ケアラー支援センター）となるよう専門部署において外部委託するか、福祉や教育での相談対応経験の豊かな方を非常勤や会計年度任用職員の新職員として採用する等の方法で創設して管理運営するのが望ましいと考えます。	全体	1	ケアラーからの個別相談だけでなく、関係機関等によっての拠り所となるケアラーからの相談だけでなく、ケアラーについても、ケアラー支援を行っていただく当事者についても有益な存在になり得るものであると認識しております。専門部署設置の必要性やケアラー支援全体に係るニーズの把握等と併せて、引き続き検討してまいります。	今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。
12	(条文の構成は章立てとする) 例として以下のような構成として頂ければ分かりやすいと考えます。 前文 第1章 基本的な事項 主に骨子案の(1)～(8) 第2章 ケアラーの個別的な支援の施策 主に(9)を更に具体的に展開 第3章 ケアラー支援体制の構築と運営 主に(10)～(12) 委任・附則 なお、ヤングケアラー支援に関する事項は、関係機関の役割を明確化し、各章に複数の条文を立てて特筆して下さるようご検討ください。	全体	1	条例の構成については、おおむねご意見のような棲み分けになると考えておりますが、本条例は13条建てと比較的条数数が少ない構成となっているため、章建てはせず、骨子案のままとさせていただきます。	骨子案のままとさせていただきます。
13	(県条例との関連性) すでにお考えのことと推察しますが、先に県で同様の条例を施行しているため、市の条例との関係性を明らかにする必要があると見えます。法規テクニカルとして簡単なことかもしれませんがご相談のうえでお返してください。おそらく、骨子案(1)～(8)は県条例とほぼ一致させておいて、どこかに、「県条例に基づき県に助言を求めることが出来る」等の条文が必要と考えます。	全体	1	ご意見のような埼玉県条例との調整規定は特段不要であると整理をしております。今後の施策の推進においては、埼玉県と情報共有を図るなど、連携して対応してまいります。	骨子案のままとさせていただきます。
14	(他の自治体等との連携) 骨子案では、市民等・事業者・関係機関・学校などの定義と役割が記述されていますが、これらは、本市内に関わるものとの前提が有るはずですが、実際は、ケアを受ける人は東京都に在住だが、ケアラーはさいたま市市民という事例や、他の自治体からの転入や転出等の事例なども想定されるため、他の自治体等との連携も記述しておく必要が有ると考えます。(他の自治体等を刺激する目論見も有ります)	全体	1	ケアラー支援にあたっては、埼玉県をはじめとした他自治体との連携、協力も欠かせないと考えております。条例上、「市、関係機関等の相互間の緊密な連携協力体制」の「等」に他自治体が含まれていると整理しております。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	骨子案のままとさせていただきます。
15	(調査研究に関すること) 全国の自治体や民間団体での先駆的な取り組みを調べ、次なるケアラー支援の方策を検討するための調査研究をすることを担当部署の業務として掲げていただきます。たとえば、個別の相談支援に際しては個人情報保護の観点から関係機関との連携も必要と見えます。また、同様のケアラー支援の取り組みをする自治体間で研究会を開催する等、更なる全国的な動きを牽引することを計画等に明記していただきたいと思います。	全体	1	効果的・効率的な組織体制の必要性や在り方等を検討していく中で、担当部署の業務も検討していくことになると考えております。また、他自治体等とも適宜情報共有を図りながら、計画的に施策を推進してまいります。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	骨子案のままとさせていただきます。
16	(関係法令等との関係を整理した注釈) 福祉や教育の各法令等との齟齬が無いような整理が必要ですが、規則または事務マニュアルレベルでは具体的な注釈などを明記しておくに過ぎない。たとえば、個別の相談支援に際しては個人情報の取扱い規定を個人情報保護条例の範囲で同条例とは別に具体的に定める方がよいと考えます。(原則として、関係機関で連携・情報共有する際は、ケアを受ける人とケアラーの同意が必要とし、その基本書式を定める。ただし、個人の生命・財産等に危険がある緊急時は同意無くても関係機関の合意の理由を記録して情報共有出来る等であることを明確しておく。)	全体	1	ご意見の個人情報取扱いにつきましては、個人情報保護に係る担当部署等とも調整を図りながら、適切にケアラー支援を推進してまいります。その他法令等との関連につきましても、齟齬が生じないよう適切に推進してまいります。	今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。
17	(その他、気になるが規則や事務取扱規定等のレベルかもしれないこと) ○実態調査を行いその分析に基づき施策・事業を柔軟に展開すること ○現場となる区や学校等の役割をもっと具体的に ○福祉とケアラーとの関係を検討して位置づけ ○ケアを受ける人とケアラーなどの家族を総合的に支援する考え方の普及と連携体制 ○相談支援方法を少し踏み込んで、アウトリーチを行うこと等を明記 ○個別のケアラー支援の必要性の把握方法としてアセスメントシートを活用すること	全体	1	いただいたご意見、視点につきましては、関係する所管等とも共有させていただきますが、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。
18	この条例が制定されてもケアラーのみを支援するものと読み取れます。しかしながら、援助介護が必要な当事者を振り起こして、ケアラーの援助が始まれば、当事者の症状の回復につながるようになります。ケアラーの援助も軽減が図れることと思います。そうなるべく、当事者もケアラーも「ケアラー」になることを目指します。 発達障害や高次脳機能障害者は「見えない障害」とも言われ、その当事者は、「(2)定義」で規定する「高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等により援助を必要とする者」として認識されることが少なくないのが現状で、それがさいたま市の現状でもあります。つまりは、以下のとおり要望と提案させていただきます。 ・骨子案「(2)定義」に「外見ではよくわからない高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等により援助を必要とする者」として「要する者(仮称「名称の確定は担当課さんにお任せします」)」と「用語」を追加し、規定していただきたい。 ・骨子案「(2)定義」の「関係機関」の「介護、障害者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行う、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関のこと」とする定義を、「介護、障害者及び障がい児の支援、医療、児童、児童の福祉等に関する業務を行う、当該業務を通じて日常的に要する者との関係がある機関のこと」といいます。 ・骨子案「(2)定義」の「学校等」の「関係機関のうち、ヤングケアラーと関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関のこと」といいます。 ・骨子案「(2)定義」の「民間支援団体」の「民間支援団体」の「民間の団体のこと」といいます。 ・「要する者」の定義を、「ケアラー」の定義より前に規定する場合は、「ケアラー」の定義を「親族、友人その他の身近な要する者に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助(以下「介護等」という)を提供する者のこと」と訂正する必要があるかもしれませんが、定義の順番については、ご検討のほどよろしくお願いたします。 私たちとしては、「用語」の項目の1番目に「要する者」を定義することが望ましいと考えています。	(2)定義	1	ケアを必要とする要因は多岐に渡り、発達障害や高次脳機能障害についてもその1つであると考えております。条例の定義においても、「高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等」には、発達障害や高次脳機能障害も含まれるものと整理しております。一方で、ご意見にありますように、ケアを要する方の中には、症状として見えないものであるために、必要なケアを受けられずに苦しんでいる方もいるということを改めて認識したところで、ケア対象者の症状の回復がケアラーの負担軽減につながるという指摘は重要な視点であると認識しているところで、本条例は、ケアする側であるケアラーに焦点を当てたものであることから、定義については、骨子案のとおりとさせていただきます。本条例制定を契機に、ケアを受ける側、ケアをする側、双方にとって暮らしやすい地域社会の実現を目指してまいります。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	骨子案のままといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/表紙	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
19	<p>たとえば「NPO法人さいたまNPOセンター」のような団体は「市民等」に当てはまるのか、「民間支援団体」に当てはまるのか、よくわからない。</p> <p>「民間支援団体」とは「ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体」では不十分である。有料老人ホームを運営する株式会社「ケアラーステーション」を無料開催してケアラー支援を行っているとする、この株式会社は「民間支援団体」となるのだろうか。「市民」や「民間支援団体」は事業者や関係機関とは違って、時にはケアラーやケアラーの当事者団体になる可能性があり、パートナーとして重要な役割を担う。定義にはよくわかるように加筆が必要ではないか。⇒「ケアラー支援を行うことを目的とした非営利の民間団体」また、せつやく規定しているのに、「市の責務」にでなくてはならない。前文でも、市民や民間支援団体のパートナーシップを謳うべきである。</p>	(2)定義	1	<p>「市民等」の「市内で活動を行う団体」については、自由意志で自発的に活動を行う市民活動団体を主に想定している一方で、「民間支援団体」は、非営利であるか否かに関わらず、「ケアラー支援を行うこと」を目的としている民間の団体を想定しており、株式会社であっても民間支援団体にはなり得ると考えております。また、それぞれの立場はケアラーとの関わり方により異なるものと考えており、たとえば地域包括支援センターや障害者生活支援センター等がその業務でケアラーと関わる場合は「関係機関」となりますが、雇用主の立場で従業員と関わる場合は「事業者」となり、1つの団体であっても複数の側面を持つ場合もあると考えております。</p> <p>一方で、ご意見のとおり、「民間支援団体」との連携はケアラー支援においては欠かせないものと考えているため、前文には「民間支援団体」との連携についても規定することとします。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「民間支援団体との連携」について盛り込んだ前文を置くこととします。</p>
20	<p>「ケアラー支援は、多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行います」については、「連携・協働を図りながら」というような文言を入れてほしいです。</p>	(3)基本理念	1	<p>ケアラー支援にあたっては、市、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等が、同じ目的を持って、互いに協力し合う必要があることから、基本理念の中に「連携を図りながら」という表現を入れております。ご意見のように、「同じ目的のために対等の立場で協力して共に」という視点も「協働」していくことも同様に重要であると認識しております。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。</p>	<p>骨子案のままといたします。</p>
21	<p>さいたま市の介護者支援条約、大変期待しております。骨子案の中で、市民、事業者、関係機関、民間支援団体との連携、協力とありますが、介護者支援には、多くの機関が関係しておりますので、こうした取組の充実を是非願います。</p>	(4)市の責務	1	<p>ケアラー支援において、支援を必要としているケアラーを早期に把握し、適切な支援につながるためには、市、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等、様々な主体が相互に連携を図りながら進めていくことが大変重要であると認識しております。</p>	<p>今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。</p>
22	<p>骨子案「(4)市の責務」では、「援助を必要とする要援助者及び支援を必要としているケアラーの早期発見に努めます。」と追記し、規定していただきたいと思います。この追記・規定により、要援助者を援助するべきケアラーの洗い出しもでき、「ケアラー支援」=「要援助者支援」となり、「さいたま市総合振興計画」の実施計画191ページの事業「障害者の相談支援体制の強化」の達成につながるかと思います。</p>	(4)市の責務	1	<p>本条例は、ケアする側であるケアラーに焦点を当てたものであることから、骨子案のとおりとさせていただきますが、本条例に基づき施策を推進するとともに、「さいたま市総合振興計画」の実施計画事業「障害者の相談支援体制の強化」を着実に進めていくことで、「ケアラー支援」と「要援助者支援」の双方を達成できるよう、取り組んでまいります。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。</p>	<p>骨子案のままといたします。</p>
23	<p>政令市なので、相互に連携・協力する相手として、区を入れるべきではないか。</p>	(4)市の責務	1	<p>ケアラー支援にあたっては、市が地域の多様な主体と連携・協力を図ることが重要であると認識しております。区については、市に含まれるものと整理しております。</p>	<p>骨子案のままといたします。</p>
24	<p>民間支援団体(介護者サロン・カフェを運営している団体など)は、市が相互に連携・協力する相手でもあるが、「活動に対する支援」を行う対象でもあり考えのせいで不明点が多い。例えば、介護等に関する情報提供、定期的な会議の確保、広報、ケアラーの相談への専門的助言等があれば、より適切かつ効果的な活動ができる。</p>	(4)市の責務	1	<p>ケアラー支援にあたっては、介護者サロン等を運営している民間支援団体の活動を様々なかたちで下支えしていくことが重要であると認識しております。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。</p>	<p>骨子案のままといたします。</p>
25	<p>(5)市民等の役割とするなら「民間支援団体」は入らないのか? 「市民等・民間支援団体の役割」としたほうがよいのでは。</p>	(5)市民等の役割	1	<p>市内で活動を行う団体のうち、ケアラー支援を行うことを目的とする民間団体を「民間支援団体」と整理しております。したがって、市民等の役割として規定されている「ケアラーへの配慮」や「市が実施するケアラー支援に関する施策への協力」等については、民間支援団体にも協力をお願いしたい事項となります。</p>	<p>骨子案のままといたします。</p>
26	<p>「(9)ケアラー支援に関する基本的な施策」については、以下を追加してください。</p> <p>①相談支援体制の整備 ⇒ 相談支援体制の整備と周知 ②ケアラー及びケアを受ける人、その他の家族の包括的な支援 ③ケアラー緊急時のケアの継続 ④ケアラー支援の場の確保への支援</p>	(9)ケアラー支援に関する基本的な施策	1	<p>ご意見のとおり、「①相談支援体制」については、整備するだけでなく、支援を必要とするケアラーに確実にその情報を届けることが重要であると認識しているため、「周知」を追加させていただきます。また、「②ケアラー及びケアを受ける人、その他の家族の包括的な支援」についてはその趣旨を踏まえた前文を置くこととします。「③ケアラー緊急時のケアの継続」、「④ケアラーが休息、休業その他の事由により介護等ができなかった場合に、一時的に介護等を提供する取組その他のケアラーの負担を軽減するために必要な支援に関すること。」に含まれるものと考えております。「④ケアラー支援の場の確保への支援」は、「⑨前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援のために必要な事項に関すること。」として、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「相談支援体制の整備と周知」に修正いたします。また「家族の包括的な支援」については、その趣旨を踏まえた前文を置くこととします。その他ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。</p>
27	<p>(相談支援体制の整備⇒相談支援体制の整備と周知) 理由:相談支援体制を整えても、自分からは情報をキャッチしにくいケアラーもいるため、一般的な広報・啓発とは別に周知が必要である。また、出かけてこれないケアラーのために、アウトリーチも相談支援体制の整備に入れていただきたい。</p>	(9)ケアラー支援に関する基本的な施策	1	<p>ご意見のとおり、「相談支援体制」については、整備するだけでなく、支援を必要とするケアラーに確実にその情報を届けることが重要であると認識しているため、「周知」を追加させていただきます。また、各相談支援機関が行うアウトリーチの機能も「相談支援体制の整備」を構成する重要な要素であると認識しております。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「相談支援体制の整備と周知」に修正いたします。</p>
28	<p>(ケアラーアセスメントやセルフアセスメントの活用) 理由:「相談支援体制の整備」で想定されているのかもしれないが、ケアラー支援を効果的に実施するには、支援の初期段階で、ケアがケアラーの身の健康や学業、仕事、生活状態にどのような影響を与えているのかなど、ケアラーの現状把握とニーズの把握、評価が必要であることから、ケアラーアセスメントやセルフアセスメントは欠かせない。アセスメントを行い、支援計画を立て支援するといった支援の仕組みを確立することで、ケアラーのパーソナルケアを予防し、適切なケアの時間・量などを把握し、ケアラーを見守ることができる。アセスメントシートの活用は、ケアラーの定性的なデータを収集することにもつながり、ケアラーの実態把握の一環を担うものである。定性的なデータの収集・分析は、困難事例に対する助言・見守りの際にも役に立つことが期待される。</p>	(9)ケアラー支援に関する基本的な施策	1	<p>ケアラーアセスメントについては、「(4)市の責務」における「支援を必要としているケアラーの早期発見」において、重要な役割を果たすとともに、発見後に当該ケアラーへ適切な個別支援を行っていく際にも必要となるものであると考えております。アセスメントシートの活用方法等、先進事例等を研究しながら、引き続き検討してまいります。「ケアラーのパーソナルケアの予防」、「ケアラーの実態把握」、「定性的なデータの収集・分析」に資する等、様々な観点からアセスメントが重要であるというご意見を踏まえ、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。</p>	<p>骨子案のままといたします。</p>
29	<p>(ケアラー及びケアを受ける人、その他の家族の包括的な支援) 理由:ケアラーがケアをしながら健康を保ち学業や就業を無理無く続けるためにその時間を確保する場合、ケアを受ける人へのケアの提供が課題となる。また、問題が複合化している場合もある。たとえば、その他の家族で世話の必要な方がいる場合や、その他の家族によるケアラーやケアへの理解等にも対応が求められる。</p>	(9)ケアラー支援に関する基本的な施策	1	<p>ケアラー支援にあたっては、ケアラー本人への支援はもとより、ケア対象者も含めた家庭全体への支援という視点も重要であると認識しております。ご意見につきましては、その趣旨を踏まえた前文を置くこととするとともに、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「家族の包括的な支援」については、その趣旨を踏まえた前文を置くこととします。</p>
30	<p>(10)の広報及び啓発について、未だ、介護者支援に対する社会的理解が乏しいように感じています。介護者の実態、支援の必要性を理解すると共に介護者自身も支援を受ける権利があるということの啓発活動の推進をお願いします。</p>	(10)広報及び啓発	1	<p>ケアラーという言葉自体の認知度を高めていくだけではなく、ケアラー支援に対する本質的な理解を促していくよう、啓発活動を推進してまいります。</p>	<p>今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。</p>
31	<p>(ケアラー緊急時のケアの継続) 理由:ケアラー緊急時(本人が急病、感染症罹患、事故等、家族内に緊急事態発生など)にケアを受ける人のケアの継続が課題であり、ケアラーの要請が最も高い。</p>	(9)ケアラー支援に関する基本的な施策	1	<p>ご意見の内容は、「③ケアラーが休息、休業その他の事由により介護等ができなかった場合に、一時的に介護等を提供する取組その他のケアラーの負担を軽減するために必要な支援に関すること。」に含まれるものと考えております。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。</p>	<p>骨子案のままといたします。</p>
32	<p>(市のケアラー支援対象者の限定) 骨子案(2)の用語の定義では問題ないのですが、個別支援に関しては、「ケアを受ける人がさいたま市に居住しているか、又はケアラーがさいたま市に居住若しくは通勤・通学・活動していること」等の限定をしないと、他市等からの相談支援も担いことになる。このため、骨子案(9)の条文中に際して、初めの項目にこのような規定を入れておくのが良いと考えます。なお、埼玉県条例では個別支援を想定していないために、この規定は不要だったものと思われ。</p>	(9)ケアラー支援に関する基本的な施策	1	<p>条例上の定義は骨子案のままとさせていただきますが、今後の個別支援策の実施の際には、いただいたご意見を踏まえ、利用対象者等の設定をさせていただきます。</p>	<p>骨子案のままとさせていただきます。</p>
33	<p>(ケアラー支援推進計画(仮称)の策定) 理由:ケアラー支援を総合的、計画的にすすめるには、ケアラー支援が新しい課題であることや、ケアラー支援に関わる多くの部署や社会全体の共通理解が必要なことから、基本方針や個別の具体的な施策・目標項目・数値目標・スケジュールなどを定めたケアラー支援推進計画(仮称)の策定及びその後の評価が不可欠である。</p>	(11)体制の整備	1	<p>ケアラー支援を総合的かつ計画的に推進していくために、令和5年度に改定を予定している「さいたま市第3期保健福祉総合計画」に具体的事業を体系的に位置づけ、事業の進捗管理や評価を適切に行ってまいります。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。</p>	<p>骨子案のままといたします。</p>
34	<p>(ケアラー支援に関する横断的・専門的な部署の新設) 理由:多様なケアラーを支援するには、複数の部署・機関との連携が必要であるため、横断的・専門的な業務を担う部署が必要である。ケアラー支援においては、(4)から(8)にかかれていないような異なる主体・組織が支援者としてケアラー支援に関わることから、当該部署とは、部局間や外部組織とコミュニケーションをとり、ケアラーと被介護者の双方の孤立・人権擁護に向けた本質的な支援を継続するために、部局・組織間のコーディネートを行う専門部署である。外部組織とは、介護サービス提供者やケアマネジャー、ケアラーを支援する市民活動団体、学校などが挙げられる。このような業務を遂行するには、既存の業務との兼務では限界があると推測できるため、ケアラー支援を専門的に担う部署を新設することが必要である。</p>	(11)体制の整備	1	<p>ご意見のとおり、ケアラー支援にあたっては、部局横断的な調整や外部組織との連携が求められることを踏まえ、効果的・効率的な組織体制の必要性や在り方等を検討してまいります。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。</p>	<p>骨子案のままといたします。</p>
35	<p>(ケアラー支援協議会(仮称)の設置) 理由:ケアラー支援は新しい社会的課題への対応であるため衆智を集める必要があるが、それが効率的・効果的である。ケアラー支援協議会(仮称)とは、総合的・計画的にケアラー支援を推進するため、施策の協議および進捗状況の確認とそこから浮き彫りになる課題の抽出などを必要とする市民参加に基づいた協議会のことである。協議会には、専門職や有識者に加えて、当事者やケアラー支援を行っている市民の参加が欠かせない。市民参加の手法は、在宅介護サービスや施設だけでは行き届かない草の根的なケアラー支援の輪を広げ、地域福祉を充実させることにもつながる有効な方法である。</p>	(11)体制の整備	1	<p>本市におけるケアラー支援については、現在過渡期にあることから、ケアラー当事者や支援を行っている方等のニーズを把握しながら、支援策を検討していくことが重要であると認識しております。現在のニーズ把握を踏まえて、ニーズの把握が足りていない領域がないかどうか検討する等、様々な観点で当事者等の実態や意見等の把握に努めてまいります。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。</p>	<p>骨子案のままといたします。</p>

意見番号	ご意見の概要	該当するペリ/施設	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
36	<p>(ケアラー支援拠点の創設)</p> <p>理由: ケアラー支援には、介護は家族だけの問題ではないという基本的視点に立ち、ケアラー当事者や、ケアラー支援にあたっている現場の機関・専門職や市民の拠り所となる「ケアラー支援に特化した拠点」が必要である。当該支援拠点は、ケアラー当事者やケアラー支援を実践している人々に対し、相談・支援・評価などを行っていく。支援拠点には、次のような機能や人材が求められる(例)。</p> <p>(1) ケアラー(ヤングケアラーを含む)に関する専門的な情報提供、相談支援や支援手法等についての情報提供を行う役割を持ち、自治体職員・福祉事業者・専門職・学校・市民等を対象に研修を行い、ケアラー・ヤングケアラー支援についての啓発・普及を図る。</p> <p>(2) ケアラー支援に取り組むNPOや市民団体も「地域の相談・支援センター」としての機能を担えるよう、NPO等に対する支援を推進する。</p> <p>(3) ケアラー支援拠点には、ケアラー・ヤングケアラー問題を理解し、支援について専門知識・スキルを持つ支援専門職を育成配置する。</p> <p>(4) 「ケアラーアセスメントシート」「ケアラーセルフアセスメントシート」や「ケアラー手帳」などの支援ツールを開発・作成し、支援関係者の手に届ける。</p> <p>(5) ケアラーはケアをする上でさまざまな問題に直面するため、他のケアラーと経験を共有しながら学べる、ケアラーのための講座やワークショップを開催する(病気や障がいの理解、睡眠改善、ストレス対処、健康的な食事など)</p>	(11)体制の整備	1	<p>ケアラー支援に携わる方々の拠り所となる拠点については、ケアラーにとっても、ケアラー支援を行っている当事者にとっても有益な存在になり得るものであると認識しております。専門部署設置の必要性やケアラー支援全体に係るニーズの把握等と併せて、引き続き検討してまいります。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。</p>	件子案のままいたします。
37	<p>(さいたま市内のケアラーに関する実態調査の実施)</p> <p>理由: 実効性のある、かつ効果的なケアラー支援施策を実施するには、対象者となるケアラーの実態把握は欠かせない、さいたま市ではすでにヤングケアラー実態調査、高齢者をケアするケアラー、障害児・者をケアするケアラーの実態調査を実施しているが、必要に応じてまたは定期的に定量的な実態把握をする必要がある。また、ケアラー支援施策には、支援者の実態把握も欠かせない。地域包括支援センターやケアマネジャー、障害者相談支援事業所などの専門職に加え、市民レベルの活動も網羅した支援者調査も実施していきたい。</p>	(11)体制の整備	1	<p>本市におきましては、市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象としたヤングケアラー実態調査のほか、地域包括支援センターや介護者サロン等を経由した高齢者のケアラーに対する実態調査、障害者生活支援センターに従事する専門職に対する実態調査等を実施しているところですが、引き続き適宜実施していくとともに、ニーズの把握が足りていない領域がないかどうか検討する等、様々な視点で当事者等の実態や意見等の把握に努めてまいります。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。</p>	件子案のままいたします。

■ 集計結果

意見	見	提	出	者	数	6名
意見	見	項	目		数	37件
修正	正	項	目		数	7件